

厚生労働省福島労働局発表
令和7年3月27日(木)

担 課 課 長 補 佐 当	【照会先】
	福島労働局職業安定部職業対策課
	長 安田 寿夫
	課長 補佐 澤田 孝久
地方障害者雇用担当官 高羽 真由美	
	TEL 024(529)5463 FAX 024(536)4211

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき 市町村等の24機関へ障害者採用計画の適正実施を勧告

福島県内の各市町村等の機関における障害者雇用率(法定雇用率※2.8%)は、2.33%(令和6年6月1日現在)にとどまっており、全国最下位となっております。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、国及び地方公共団体(「以下公的機関という。’)に、法定雇用率以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用を義務付けており、法定雇用率を達成していない公的機関は、障害者採用計画を作成しなければなりません。

下記の24機関は、令和5年6月1日現在、公的機関に義務付けられている法定雇用率を達成できなかったため、令和6年1月1日から1年間にわたる障害者採用計画を作成しました。計画に基づき法定雇用率の達成指導を行いました。計画終期(令和6年12月末)現在、雇用状況に改善が見られず、この採用計画に基づく実施ができていません。

このため、障害者雇用促進法第39条第2項の規定に基づき、新たに作成した計画(計画期間:令和7年1月1日～令和7年12月31日)を適正に実施するよう、令和7年3月21日付けで福島労働局長名による適正実施勧告を行いました。

◎適正実施勧告の対象となる公的機関(24機関)

1喜多方市、2白河市、3西会津町、4南会津町、5大熊町、6公立藤田病院組合、
7金山町、8下郷町、9、只見町、10檜枝岐村、11矢吹町、12矢吹町教育委員会、
13棚倉町、14塙町、15塙町教育委員会、16石川町、17富岡町、18双葉町、
19相馬方部衛生組合、20川内村、21南会津町教育委員会、22昭和村、23新地町、
24葛尾村

地方公共団体等に対する雇用率達成指導の流れ

○令和5年6月1日

法定雇用率未達成
(法定雇用率 2.6%)

○令和6年1月1日

採用計画の作成・実施

○令和6年12月31日

採用計画の期間満了

(※) 適正実施勧告の発出基準
次にいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 計画終期における採用計画実施率が50%未満であること。
 - ② 計画期間終期の実雇用率が、前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。
- ※1

○令和7年3月

適正実施勧告
(労働局長)

※1 令和5年6月1日時点で障害者雇用率を達成していたが、令和5年12月31日時点で障害者雇用率を達成しなかったことにより令和6年1月1日始期の計画を作成した機関については、「前年の6月1日」を「前計画の終期時点」と読み替える。

○令和6年6月1日現在

法定雇用率未達成
(法定雇用率 2.8%)

○令和7年1月1日

採用計画の作成・実施

(1年間)

○令和7年12月31日

採用計画の期間満了



市町村等の機関における障害者雇用状況(詳細)

1 市町村等の機関に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	8機関
障害者採用計画の実施率が50%以上である機関	3機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関※	
勧告の対象となった機関	24機関
合 計	35機関

引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を

2 障害者採用計画にかかる適正実施勧告対象機関における雇用状況 ※R6.12.31現在の不足数降順

No.	機関名	R5.6.1現在				④障害者の数	R6.12.31現在				備考
		法定雇用率2.6%		③法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	法定雇用率2.8%		③法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	④障害者の数			
		①実雇用率	②不足数		①実雇用率				②不足数		
1	喜多方市	0.71	11.5	635.5	4.5	1.29	9.0	621.0	8.0		
2	白河市	2.19	3.0	867.0	19.0	1.95	7.0	871.5	17.0		
3	西会津町	0.00	5.0	208.0	0.0	0.54	4.0	184.5	1.0		
4	南会津町	1.57	2.0	254.5	4.0	1.57	3.0	254.5	4.0		
5	大熊町	1.29	2.0	155.0	2.0	1.08	3.0	186.0	2.0		
6	公立藤田病院組合	1.49	2.0	268.5	4.0	1.85	2.0	270.5	5.0		
7	金山町	0.00	1.0	70.0	0.0	0.00	2.0	83.0	0.0		
8	下郷町	0.87	1.0	115.0	1.0	0.88	2.0	114.0	1.0		
9	只見町	1.19	2.0	167.5	2.0	1.19	2.0	167.5	2.0		
10	檜枝岐村	0.00	2.0	77.0	0.0	0.00	2.0	75.0	0.0		
11	矢吹町	1.37	1.0	145.5	2.0	1.40	2.0	143.0	2.0		
12	矢吹町教育委員会	0.00	1.0	69.5	0.0	0.00	2.0	73.5	0.0		
13	棚倉町	0.00	2.0	87.0	0.0	0.00	2.0	90.0	0.0		
14	塙町	0.00	1.0	73.0	0.0	0.00	2.0	72.0	0.0		
15	塙町教育委員会	0.00	2.0	87.0	0.0	0.00	2.0	90.0	0.0		
16	石川町	1.50	1.0	133.0	2.0	0.75	2.0	133.0	1.0		
17	富岡町	0.92	3.0	217.5	2.0	1.82	2.0	219.5	4.0		
18	双葉町	0.75	2.0	133.5	1.0	0.75	2.0	133.0	1.0		
19	相馬方部衛生組合	0.72	2.0	139.5	1.0	0.73	2.0	137.0	1.0		
20	川内村	0.60	1.5	83.0	0.5	0.61	1.5	82.5	0.5		
21	南会津町教育委員会	1.25	1.0	80.0	1.0	1.27	1.0	79.0	1.0		
22	昭和村	0.00	1.0	47.0	0.0	0.00	1.0	51.0	0.0		
23	新地町	1.52	1.0	132.0	2.0	1.49	1.0	134.0	2.0	※R5.6.1現在をR6.12.31現在に読み替え	
24	葛尾村	0.00	1.0	41.0	0.0	0.00	1.0	53.5	0.0		

※ 6月1日における障害者採用計画の実施状況の通報において障害者雇用率を達成していたが、障害者採用計画の終期時点で計画期間内に障害者雇用率を達成していない機関については、「前年の6月1日」を「前計画の終期時点」と読み替える。

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率職員相当数を除いた職員数である。

注2 「備考」欄の「特例認定」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該機関A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定により、当該機関(B)に勤務する職員を当該機関(A)に勤務する職員とみなす特例が適用されているものである。

注3 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。なお、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、令和6年4月1日より算定対象となったため、令和5年6月1日現在の障害者の数には含まれない。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

（対象障害者の雇用に関する事業主の責務）

第三十七条 すべて事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。第七十九条第一項及び第八十一条第二項を除き、以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する対象障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、対象障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、対象障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2～5 （略）

（採用状況の通報等）

第三十九条 国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）（抄）

（法第三十八条第一項の政令で定める率）

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の三とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・九とする。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第44号）

附則

1 （略）

2 （略）

（経過措置）

3 第一条の規定（附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下この条において「新障害者雇用促進法施行令」という。）第二条、第九条、第十条の二第二項及び第十八条の規定の適用については、令和八年六月三十日まで

の間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の三」とあるのは「百分の二・八」と、同条ただし書中「百分の二・九」とあるのは「百分の二・七」と、新障害者雇用促進法施行令第九条中「百分の二・七」とあるのは「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第十条の二第二項中「百分の三」とあるのは「百分の二・八」と、新障害者雇用促進法施行令第十八条中「百分の二・七」とあるのは「百分の二・五」とする。